



イマジン
ロータリー

国際ロータリー第2610地区
南砺ロータリークラブ

クラブ会報 **なんと**



NO. 2592

URL <http://www.nanto-rc.jp>

E-mail office@nanto-rc.jp

例会日/火曜日 12:30点鐘 例会場/福光会館2Fサークルルーム1 ◆事務局/富山県南砺市福光7336-4 ぶくみ光房内 ☎ 0763-53-1333 FAX 53-1334

写真撮影

写真同好会

山田清志会員



「福光麻を織る母子」

①曳山祭り庵連合会松平会長より、所望の案内、内容が素晴らしく、是非 皆さん行きましょう。

②例会変更の案内、新湊、氷見中央、高岡、高岡万葉、砺波RCより。

◆委員会報告

●RA委員会 中田裕二委員長

会長もお話しされましたが、3月25・26日金沢でRA全国研修会がありました。中田悠貴君が地区代表を務めました。

先日久しぶりにRAC例会を開きました。新会員島田さん(日の出屋製)が入会され、簡単なオリエンテーションを行ないました。今後活躍して頂けると思っています。

全国研修会は26日参加しました。古軸さんも同席されました。非常に若手のRAの元気さに圧倒されました。今後を見据えたディスカッションもあり、金沢市長も来られて今後の金沢市をどうするか、いい話をされていました。

第2653例会 令和5年3月28日(火) 晴 14℃

◆点 鐘 12:30 古瀬喜八郎会長

◆司 会 谷村修基SAA

◆ソング 「それでこそロータリー」

◆会長の時間 古瀬喜八郎会長

先週の3月25、26日に第35回RAC全国研修会が金沢歌劇場でありました。私は25日にだけ行ってきました。サブプログラムということで、どんなことをされるのかと思って参加してきました。12時～19時まで、7～8の見学コースがあり、バスが手配されていました。大野の醤油・小松空港とブルトナー・能登の珠洲まで行ったりと、南砺RCは砺波コースに乗って下さいということです。油田大正蔵、三郎丸蒸留所のウイスキーの工程見学と試飲会、チューリップ四季彩館、吾妻建(アズマダチ)と呼ばれる散居村の家屋様式を見ました。そのあととっても寒い中、閑乗寺の山頂まで歩いて登り帰りました。登録料も15000円とちょっと高かったのですが、この様なプログラムは良かったと思いました。次年度の方も機会があれば山形ですが行って見て戴きたいと思います。

昨日は、千本桜の点灯式があり、桜も満開で非常に良かったです。また今日は「ガンバ!福」オープン。武田会員も力を入れておられますので、大盛況でありますようお願いしております。

城端の片山会員(まねき)より、曳山祭り庵唄の所望の案内がきております。今年はコロナも落ち着いて久しぶりに企画したいと思いますので、是非参加して戴きたいと思います。

一日の丸フラグー

国旗はその国の象徴です。国旗を粗末にする行為は、その国を粗末にしていると受け取られるため、国旗を大切に扱うことは世界の常識となっています。

刑法第92条第1項においても「外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損したものは、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する」と定められています。

日本の「日の丸」の歴史は古く、平安時代の歴史書『続日本紀』にある第42代文武天皇が太陽を表した旗を掲げたことがルーツという説もあります。1964年の東京オリンピックで大会組織委員会国旗担当を務めた吹浦忠正氏。吹浦氏は、出場94カ国のうち約半分が国旗のデザインを変更している中で、日本の「日の丸」は敗戦後も変更されなかった特異性があり、「米国、英国、仏国等と並んで世界で最も知られている国旗ではないだろうか」と述べています。

古くから続く太陽崇拜の思想が、現在の日本のシンボルとして国旗になっていることに誇りをもちたいものです。

今日の心がけ ◆国旗の由来を知りましょう

◆幹事報告 石崎和三幹事

先日川合会員から頂いたチケットで、棟方志功さんのギャラリーを見学してきました。普段見ている物とは全然違って、特に屏風は裏の方まで見られて、得した気分になって帰りました。

四つのテスト
言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか 2. みんなに公平か 3. 好意と友情を深めるか 4. みんなのためになるかどうか

★ニコニコボックス 3/28 谷村賢治委員長

古瀬君 桜も満開です。ガンバ!福、開店おめでとうございます。木勢さん、卓話宜しくお願いします。

石崎和君 昨日は福光小矢部川沿いにて、ぼんぼり点灯式が催されました。寒い中、皆様ご苦勞様でした。コロナがあげました。

岡部君 今日木勢さんのインボイス研修です。新年度を迎えるにあたり、大変勉強になります。

木村君 渡邊秀一さんが亡くなられ残念です。いろいろ聞きたい事があったのですが・・・残念です。

久恵君 渡邊さん、公私共にお世話になりました。ありがとうございます。ゆっくりとお休み下さい。

松本君 いい季節を迎えましたね。この桜の美しさをプーチンに見せて優しくなしてほしいですね。

木勢君 今日卓話担当です。よろしくお願ひします。

尾山君 小矢部川千本桜、点灯式、最高に盛り上がりました。お世話方ご苦勞様でした。

古軸君 結婚祝い有難うございました。好天に恵まれ桜の満開も近そうです。先日は初めて全国ロータリーアクト研修会に参加させて頂き、全国の若者たちから元気を頂きました。中田地区代表すばらしいです。

武田君 メンバーの皆様へ、家族へ①連日の後援会活動をお支え戴きありがとうございます。②本日、食堂「ガンバ!福」古瀬会長はじめ、メンバーの皆様への支援をいただきオープン運びとなりました。今後ともご利用お願い致します。

柳 君 例年になく桜の開花が早いのですが、風は冷たく長持ちしそうです。浸種した稲の種もみが、もう発芽してきました。1週間以上早い!!もう伸びないで——。

森雄君 結婚祝い有難うございました。良い春になりますように。

谷村賢君 小矢部川の桜も満開に近くなってきました。春を感じます。渡邊秀一さん、いままで本当にありがとうございます。

山田清君 早退させていただきます。

本日のプログラム 4月4日(火) 第2654回例会
ゲスト卓話 講師 富山銀行常務取締役 執行役員
担当 古澤隆博会員

◆出席報告 松本敏博委員長

会員数	3月28日出席率	2月28日(修正)
43 (免除1)	74.42% (出32)	67.44% (出29 内メーク1)

メーキャップ: 久恵龍三君

次回の予定 4月11日(火) 第2655回例会
《例会変更》観桜会於:庄川水公園—川金(砺波庄川河畔)
担当 吉田実親陸活動委員長

インボイス制度は、適格請求書（インボイス）の発行または保存により、消費税の仕入額控除を受けるための制度です。売り手側は、取引相手（買い手）から求められたときには、インボイスを交付しなければなりません。買い手側は、原則として取引相手（売り手）から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

◎ インボイス制度



消費税の申告は、誰が申告するか → 事業者（一般消費者は申告しない）
 事業者はどうしているか → 年間売上高5千万円以上 → 一般課税方式で申告
 → 年間売上高5千万円未満 → 簡易課税方式で申告
 → 年間売上高1千万円未満 → 申告しない（免税）
 → **インボイス登録** " → **申告義務が発生**

免税事業者とは、[2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす者]

◎免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができます(事前の届出も不要)(申告時に選択可能)(簡易課税の選択をしている者にも適用あり)

- 一般課税の計算(原則)
 - 売上 7,000,000 消費税 700,000
 - 経費 1,500,000 → 消費税 150,000 (支払ったインボイス)
 - 利益 5,500,000 納税 550,000 (700,000 - 150,000 = 550,000)
- 簡易課税の計算(飲食業40%)
 - 売上 7,000,000 消費税 700,000
 - 経費 消費 消費税 280,000 (700,000 × 40% みなし仕入れ率 = 280,000)
 - 利益 5,500,000 納税 280,000
- 一軽減課税の計算(インボイス導入時のみ軽減税率の特例)
 - 売上7,000,000消費税700,000
 - 経費消費税140,000(700,000 × 2割軽減税率 = 140,000)
 - 利益5,500,000納税140,000

対象期間
 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
 *個人事業者は、令和5年10月～12月、令和6年～令和8年分の申告まで

対象者
 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
 または1年前の上半期(個人は1～6月)の課税売上が5千万円以下

対象期間
 令和5年10月1日～令和11年9月30日
 1万円未満(9,999)の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます
 1万円未満 弁当10人前8,640円(8%) → 640消費税控除
 インボイスなし 事務消耗品5,500円(10%) → 500消費税控除

当初の経過措置

1万円以上 弁当50人前 43,200円 → 3,200 × 80% = 2,560消費税控除
 インボイスなし 事務消耗品 55,000円 → 5,000 × 80% = 4,000消費税控除

令和5年10月1日～令和8年9月30日まで80%
 令和8年10月1日～令和11年10月1日～50%
 令和11年9月30日までなし

恒久的な改正

対象者 対象期間
 すべての方 適用期限はありません

1万円未満(9,999)の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がない振込手数料を引いて振り込んできた場合、値引き処理する場合も対象です

- 必要なし 103,500円の品物を3,500円値引きした
- 必要なし 200,000円の売掛金の入金が入金が880円の振込手数料が引かれていた
- 返還インボイス必要 220,000円の品物を20,000円値引きした
- 返還インボイス必要 800,000円の品物を返品した

インボイス制度 令和5年10月開始

詳しくは
 国税庁HPインボイス制度特設サイト
 インボイス制度の概要に関する各種資料、申請手続に関することやQ&A等を掲載しています。
 登録申請書を提出してから登録済明細までの期間の目安を確認できます。

インボイスコールセンター
 0120-205-553(無料) 9:00~17:00(土日祝除く)
 インボイス制度に関する一般的なご質問に対応しております。
 ※個別の届出や税務上の対応はできません。

各種補助金のお知らせ
 インボイス制度に対応するためのソフト・ハード等の導入費用等に付随する補助金による支援があります。

国税庁 法人番号 7000012005002

※ 上記資料をもとに、実務に即した例をお話いただいた。各位の事業にあてはめて、進めて下さい。不明の点は、ご相談ください。とのこと。

(今回の会報担当・牧千収)